

令和7年度推薦入学者選抜について

推薦入学者選抜を志願する者は、下表の学校推薦方式か自己推薦方式のいずれか一方に出願することができる。ただし、どちらの方式においても、学科併願による募集は行わない。

	学 校 推 薦 方 式	自 己 推 薦 方 式
募集定員	自己推薦方式と併せて、機械科、建築科、情報技術科、生活科学科ごとに定員の30%（12人）以内とする。	学校推薦方式と併せて、機械科、建築科、情報技術科、生活科学科ごとに定員の30%（12人）以内とする。
出願資格	令和7年3月に本県の中学校等を卒業する見込みの者で、次の(1)～(5)に該当し、在学している中学校等の校長（以下「中学校長」という。）が推薦する者とする。ただし、学校推薦方式に出願する者は、自己推薦方式への出願はできない。 (1) 本校の当該学科を志願する動機や理由が適切であると認められる者 (2) 本校の当該学科に入学する意思が確実であると認められる者 (3) 本校の当該学科に対する適性及び興味・関心を有する者 (4) 本校の当該学科の教育を受けるにふさわしい学業成績である者 (5) 次のア～エのいずれかに該当し、本校でもその能力や資質を伸ばしようという意思がある者 ア 生徒会活動において、優れた資質や実績を有する者 イ 文化活動において、地区大会もしくは県大会等で優れた実績を有する者 ウ スポーツ活動において、地区大会もしくは県大会等で優れた実績を有する者 エ ボランティア活動において、顕著な活動実績を有する者	令和7年3月に中学校等を卒業する見込みの者、中学校等を卒業した者、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条に該当する者のいずれかの出願資格を有する者で、次の(1)～(4)のいずれにも該当する者とする。ただし、自己推薦方式に出願する者は、学校推薦方式への出願はできない。 (1) 工業に関するものづくりや生活産業分野（食物・被服・保育）に興味・関心を有する者 (2) 本校の当該学科を志願する動機や理由が適切であると認められる者 (3) 本校の当該学科に入学する意思が確実であると認められる者 (4) 次のア～ウのいずれかに該当する者 ア ものづくりや生活産業分野の活動において、顕著な活動実績を有する者 イ ものづくりや食物・被服・保育等の経験を有し、より専門的な知識や技術を学ぶ意欲のある者 ウ 技術・家庭の科目において、優れた成績を修めた者
選抜方法	選抜は、中学校長の推薦書、調査書等の記録及び本校で実施する面接、作文の結果を総合して行う。	選抜は、志望理由書、調査書等の記録及び本校で実施する面接、作文の結果を総合して行う。